

答 申 第 6 号

平成21年 3月24日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年12月2日受付整発第656号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

文書等の件名

熊本市が春日小学校前に整備する西口道路に関する資料の開示請求に伴う請求拒否決定
に対する異議申立てについて

[諮問第13号]

別 紙

諮問第13号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市が春日小学校前に整備する西口道路に関する資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

春日小学校は、新設される新幹線熊本駅西口広場から90メートルの地点に位置するが、新幹線熊本駅前西口広場の新設のほか、春日小学校周辺において熊本駅西口線道路の新設及び春日小学校前の田崎春日線道路の拡幅並びに熊本駅南線道路の新設等の整備や車両が400台収容可能なJR駐車場の新設が予定されているとのこと。これらの整備計画は、春日小学校前の交差点での車両の氾濫を誘導するものであり、車両等による騒音、振動、大気汚染等で教育環境の悪化が予測される。これらの春日小学校前の道路整備等の事業主体は実施機関であるが、教育環境影響調書も作らず春日小学校前の巨大公共工事が施行されるとは考えられず、当然、実施機関は環境影響調査責任を果たしていると確信するので、不存在を取消して、資料を開示して欲しい。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

申立人は、平成20年1月30日から同年10月23日までの期間に新たに作成した本件文書の開示請求をしたが、「熊本市公共事業等環境配慮システム」は現在策定中であり、

調査を実施していない。

また、「西口道路と田崎春日線の交差点付近」における新幹線と在来線の乗降客の予測人員と雑踏等の数値及び「バリアフリー、ユニバーサルデザイン」を導入した西口道路の具体的図式一式については、資料が存在しない。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が春日小学校前に整備する西口道路に関する資料のうち、平成20年1月30日から同年10月23日までの期間に新たに作成した次の資料である。

ア 新幹線熊本駅前西口広場から延びる新設の西口道路における一日の交通量、騒音振動、大気汚染の数値が基準値以内とする各数値計算式と各予測数値

イ 春日小学校正門前の「西口道路と田崎春日線交差点」における一日の交通量、騒音振動、大気汚染の数値が基準値以内とする各数値計算式と各予測数値

ウ 春日小学校正門前の「西口道路と田崎春日線の交差点付近」における新幹線と在来線の乗降客の予測人員と雑踏等の数値

エ 新幹線熊本駅前西口広場を起点とする新設の西口道路に「バリアフリー、ユニバーサルデザイン」を導入した具体的図式一式

(ただし、ア・イの一日の交通量については新たに作成したものではないが、資料を開示済みである。)

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

春日小学校前の西口道路の建設は実施機関が事業主体であるが、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や熊本県環境影響評価条例（平成12年条例第61号）等、法令等の対象とならない規模の熊本市の公共事業については、熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）第3条に基づいて策定された改訂版第2次熊本市環境総合計画に、熊本市が行う公共事業において率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業等環境配慮システム」の適切な運用を図る旨規定されているところである。しかしながら、環境影響調査を実施するための「熊本市公共事業等環境配慮システム」が未だ策定中の段階にとどまっており、平成20年10月23日時点でも同様であることが確認さ

れる。

このことから、西口道路に関する環境影響調査を実施していないため、その資料は存在しないとする実施機関の主張は信じるに足りるものである。

また、「西口道路と田崎春日線の交差点付近」における新幹線及び在来線の乗降客の予測人員と雑踏等の数値については、その資料が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足りる事実は認められない。

さらに新設の西口道路に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン」を導入した具体的図式については、開示請求拒否決定の時点では未だ設計が完了していなかったことが確認された。

したがって、前記の具体的な図式が存在しないとする実施機関の主張には合理性が認められる。

よって、本件文書はいずれも不存在であると認められる。

なお、実施機関が事業の実施にあたり、種々の調査・検討を実施すべきかどうかの是非については、当審議会の審査対象ではない。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江 藤 孝
会長職務代理者		荒 木 昭次郎
委	員	高 木 絹 子
委	員	田 中 節 男
委	員	馬 場 啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 12月 2日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 12月 9日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 12月19日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成21年 2月16日	諮問の審議を行った。
平成21年 3月24日	答申（案）の審議を行った。